

1.2 残留熱の除去

< 1～4号機 >

- 1～3号機原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内の燃料デブリ等の残留熱を除去するため原子炉圧力容器・格納容器注水設備（Ⅱ.2.1参照）により必要な注水量を注水し、残留熱を適切に除去する。また、1～4号機使用済燃料プール設備、使用済燃料共用プール設備、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備等の使用済燃料貯蔵設備内の燃料体の残留熱を適切に除去する。（Ⅱ.2.3, Ⅱ.2.12, Ⅱ.2.13参照）
- 1～3号機原子炉圧力容器・格納容器注水設備（Ⅱ.2.1参照）により必要な注水量を注水し、原子炉圧力容器底部の温度を100℃未満に維持するとともに、原子炉圧力容器内・原子炉格納容器内監視計測器（Ⅱ.2.9参照）により冷却状態の監視を行う。

< 5・6号機 >

- 冷却材圧力バウンダリを構成する機器（Ⅱ.2.19参照）、残留熱除去系（Ⅱ.2.22参照）、非常用炉心冷却系（Ⅱ.2.23参照）等の原子炉冷却系統設備及び補機冷却系等の冷却に必要な設備（Ⅱ.2.27参照）、復水補給水系（Ⅱ.2.24参照）等冷却水を補給し、水質を管理するために必要な設備（Ⅱ.2.25参照）ならびにこれらに関連する設備（Ⅱ.2.21参照）を健全な状態に維持・管理することにより、冷温停止を維持・継続する。